

## 安全情報（事業者の行政処分）の公表について

当社は、平成 28 年 1 月 26 日に行われた一般貸切旅客自動車運送事業の運営実態監査を受けた際、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認され、以って、平成 28 年 6 月 20 日付東自監第 85 号により一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分を受けた為であり、その状況の公表をするものであります。

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分の状況について

- |                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日         | 平成 28 年 6 月 20 日  |
| (2) 当該行政処分等に係る営業所の所在地 | 本社営業所 福島県郡山市横塚 2-1-3  |
| (3) 行政処分等の内容          | 輸送施設の使用停止（30 日車）  |
| (4) 主な違反の条項           | 旅客自動車運送事業運輸規則第 24 条第 4 項 他 2 件                                  |
| (5) 違反行為の概要           | 平成 28 年 1 月 26 日に実施された監査において、点呼の記録を不実記載していた。その他 2 件の警告を受けたものです。 |
| (6) 違反点数状況            | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数：3 点<br>当該事業者の累積点数：3 点                   |

弊社におきましては、本処分を厳粛に受け止め、関係機関のご指導を仰ぎながら、二度とこのような違反行為を発生させないよう再発防止に全力を注ぎ、バス輸送の更なる安全性向上に努めてまいります。

今後とも、お客様に安心してご利用いただける輸送サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。